

国民スポーツ大会・  
全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会

第8回 総会

(書面開催)

議案書

**SAGA  
2024**

国スポ・全障スポ  
**新しい大会へ。**

すべての人に、スポーツのチカラを。

令和2年10月9日

# 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会 第8回総会(書面開催)

## 審議事項

第1号議案	SAGA2024実行委員会の設置について(案)……………	1
-------	------------------------------	---

## 《参考資料》

・委員名簿	……………	11
・会則	……………	17
・総会から常任委員会への委任事項	……………	22

## SAGA2024実行委員会の設置について(案)

### 1. 趣旨

令和2年9月25日(金)に公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及びスポーツ庁の3者において、佐賀県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の2024年(令和6年)の開催が決定され、令和2年10月8日(木)に日本スポーツ協会理事会において開催決定書が手交されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条第1項に基づき、県実行委員会を設置する。

### 2. 実行委員会の概要

#### (1) 名称

SAGA2024実行委員会

#### (2) 組織

準備委員会の総会、常任委員会、各種専門委員会、県外競技会運営委員会を引き継ぐ

#### (3) 委員、役員

準備委員会の委員、役員をそれぞれ充てる。

### 3. 会則等の改正

準備委員会から実行委員会への名称変更、2024年の開催決定及び愛称変更に伴う改正。

#### (改正内容)

- ・ 「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会」  
→ 「SAGA2024実行委員会」
- ・ 「令和5年」 → 「令和6年」
- ・ 「SAGA2023」 → 「SAGA2024」

#### (改正規定等)

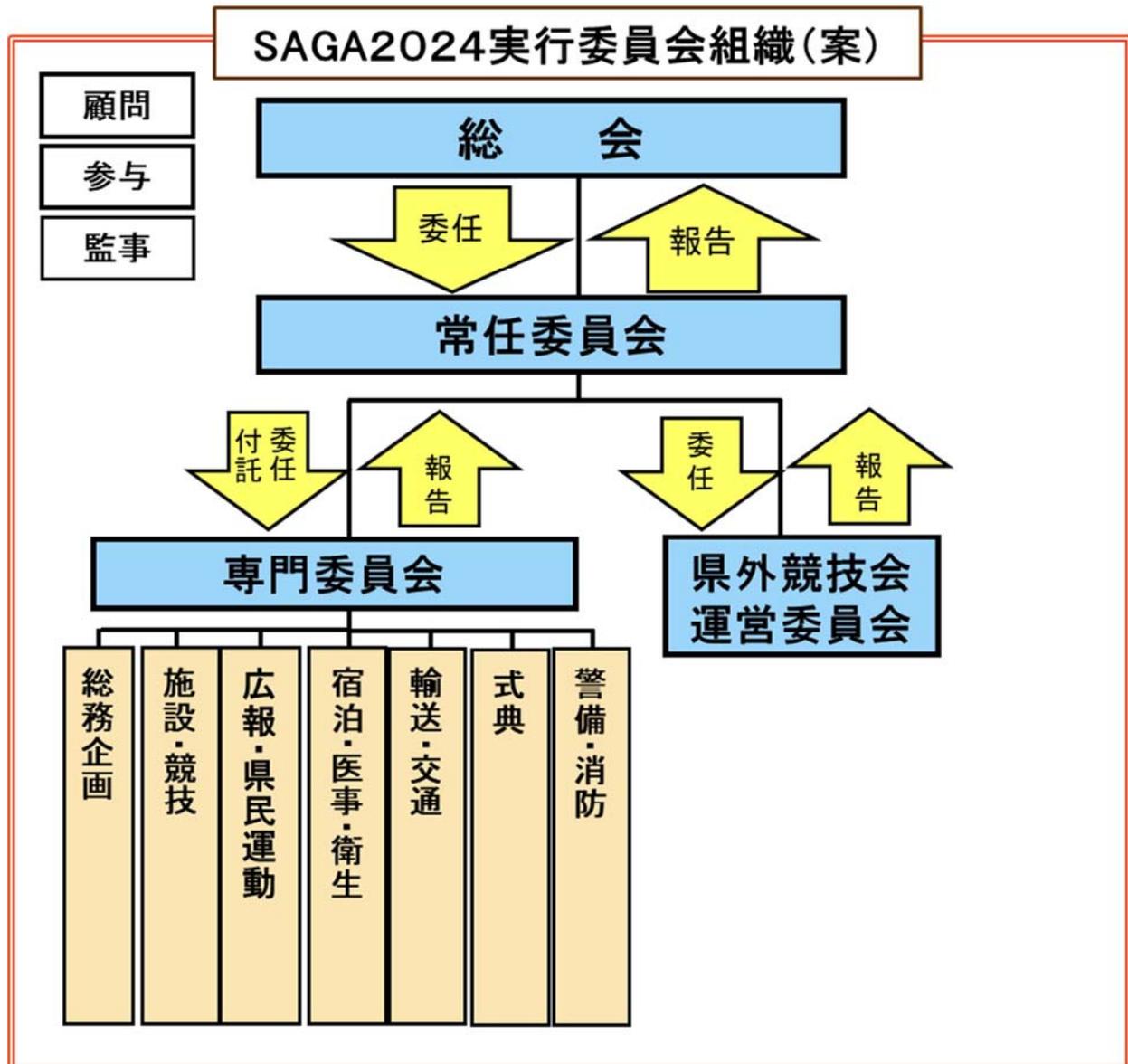
- ・ 会則
- ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会総会から常任委員会への委任事項について
- ・ 各種方針、計画等

【参考】 国民体育大会開催基準要項(抜粋)

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1)開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

(2) 略



# 会則の改正(案)について

改正後	現行
<p>SAGA2024実行委員会会則(案)</p> <p>平成26年(2014年)10月9日 準備委員会設立会決定 平成27年(2015年)10月15日 第3回準備委員会一部改正 平成28年(2016年)5月31日 第2回総会一部改正 平成30年(2018年)5月8日 第4回総会一部改正 平成30年(2018年)7月18日 第5回総会一部改正 令和元年(2019年)5月29日 第6回総会一部改正 令和2年(2020年)7月21日 第7回総会一部改正 令和2年(2020年)月 日 第8回総会一部改正</p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、<u>SAGA2024実行委員会</u>(以下「<u>実行委員会</u>」)という。 と称する。 (目的) 第2条 <u>実行委員会</u>は、令和6年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。 (事業) 第3条 <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1)～(5) (略) (6) その他<u>実行委員会</u>の目的の達成のために必要な事項に関すること 第2章 組織 (組織)</p>	<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則</p> <p>平成26年(2014年)10月9日 準備委員会設立会決定 平成27年(2015年)10月15日 第3回準備委員会一部改正 平成28年(2016年)5月31日 第2回総会一部改正 平成30年(2018年)5月8日 第4回総会一部改正 平成30年(2018年)7月18日 第5回総会一部改正 令和元年(2019年)5月29日 第6回総会一部改正 令和2年(2020年)7月21日 第7回総会一部改正</p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、<u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会</u>(以下「<u>準備委員会</u>」)という。)と称する。 (目的) 第2条 <u>準備委員会</u>は、令和5年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。 (事業) 第3条 <u>準備委員会</u>は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1)～(5) (略) (6) その他<u>準備委員会</u>の目的の達成のために必要な事項に関すること 第2章 組織 (組織)</p>

第4条 実行委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) ～ (4) (略)

2 (役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

(1) ～ (4) (略)

(役員の選任)

第6条 (略)

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、その業務を総理する。

2～3 (略)

4 監事は、実行委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2～4 (略)

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2～6 (略)

第3章 会議等  
(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) ～ (4) (略)

(総会)

第11条 (略)

2 (略)

3 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) ～ (5) (略)

(6) 実行委員会の解散に関する事項

(7) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

4～7 (略)

第4条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) ～ (4) (略)

2 (役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

(1) ～ (4) (略)

(役員選任)

第6条 (略)

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。

2～3 (略)

4 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2～4 (略)

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2～6 (略)

第3章 会議等  
(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

(1) ～ (4) (略)

(総会)

第11条 (略)

2 (略)

3 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) ～ (5) (略)

(6) 準備委員会の解散に関する事項

(7) その他準備委員会の運営に関する重要な事項

4～7 (略)

(常任委員会)  
 第12条 (略)  
 (専門委員会)  
 第13条 (略)  
 (県外競技会運営委員会)  
 第14条 (略)

第4章 専決処分  
 (会長の専決処分)  
 第15条 (略)

第5章 事務局  
 (事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局内に置く。  
 2 (略)

第6章 会計  
 (経費)

第17条 実行委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。  
 (事業計画及び予算)

第18条 実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならぬ。  
 (事業報告及び決算)

第19条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならぬ。  
 (会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則  
 (解散)

第21条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

(常任委員会)  
 第12条 (略)  
 (専門委員会)  
 第13条 (略)  
 (県外競技会運営委員会)  
 第14条 (略)

第4章 専決処分  
 (会長の専決処分)  
 第15条 (略)

第5章 事務局  
 (事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局内に置く。  
 2 (略)

第6章 会計  
 (経費)

第17条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。  
 (事業計画及び予算)

第18条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならぬ。  
 (事業報告及び決算)

第19条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならぬ。  
 (会計年度)

第20条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則  
 (解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。
- 2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。
- 3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。
- 4 この会則は、平成30年5月8日から施行する。
- 5 この会則は、平成30年7月18日から施行する。
- 6 この会則は、令和元年5月29日から施行する。
- 7 この会則は、令和2年7月21日から施行する。
- 8 この会則は、令和2年 月 日から施行する。

9 この会則施行の際、現に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会の役員、委員、顧問、参与、または専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、または専門委員に委嘱されたものとみなす。

2 準備委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。
- 2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。
- 3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。
- 4 この会則は、平成30年5月8日から施行する。
- 5 この会則は、平成30年7月18日から施行する。
- 6 この会則は、令和元年5月29日から施行する。
- 7 この会則は、令和2年7月21日から施行する。

# SAGA2024 実行委員会総会から常任委員会への委任事項について(案)

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>SAGA2024 実行委員会</u></p> <p>総会から常任委員会への委任事項について <u>(案)</u></p> <p style="text-align: center;">平成27年(2015年)12月24日 第1回総会決定 平成30年(2018年)7月18日 第5回総会一部改正 令和2年(2020年)7月21日 第7回総会一部改正 令和2年(2020年) 月 日 第8回総会一部改正</p> <p style="text-align: center;"><u>SAGA2024 実行委員会</u> 則第12条第4項第1号の規定に基づく常任 委員会への委任事項は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">1～14 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会</u></p> <p>総会から常任委員会への委任事項について</p> <p style="text-align: center;">平成27年(2015年)12月24日 第1回総会決定 平成30年(2018年)7月18日 第5回総会一部改正 令和2年(2020年)7月21日 第7回総会一部改正</p> <p style="text-align: center;"><u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会</u> 則第12条 第4項第1号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">1～14 (略)</p>

## 各種方針、計画等の改正について(案)

準備委員会から実行委員会への名称変更、2024年開催決定及び愛称変更に伴う改正。

(改正内容)

- ・ 「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会」  
→ 「SAGA2024実行委員会」
- ・ 「準備委員会」 → 「実行委員会」
- ・ 「SAGA2023」 → 「SAGA2024」
- ・ 「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」  
→ 「SAGA2024」
- ・ 「令和5年第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会」 → 「SAGA2024」
- ・ 「第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会」  
→ 「SAGA2024」
- ・ 「国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会」 → 「SAGA2024」
- ・ 「令和5年」 → 「令和6年」

(改正する各種方針、計画等)

番号	方針等の名称
1	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基準
2	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基本方針
3	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町の所掌事務・経費負担基本方針
4	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 県及び市町の業務分担・経費負担の細目
5	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 広報基本方針
6	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 広報基本計画
7	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 競技施設整備基本方針
8	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 第1次競技施設整備計画

番号	方針等の名称
9	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 競技施設基準
10	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 競技運営基本方針
11	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針
12	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針
13	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 競技用具整備基本方針
14	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 公開競技・デモンストレーションスポーツ・オープン競技 実施基本方針
15	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針
16	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画
17	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針
18	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画
19	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針
20	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画
21	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針
22	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 募金・企業協賛推進基本方針
23	令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本方針
24	SAGA2023式典基本構想

※「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画」及び「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会県民運動基本計画」については、大会の1年延期に伴いスケジュール等の変更を行う必要があるため、別途、専門委員会及び常任委員会で審議していただきます。

## 《参考資料》

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

令和2年10月9日現在

役職名		所属団体・役職名	氏名
会長	県知事	佐賀県知事	山口 祥義
委員	県議会関係 (6名)	佐賀県議会議長	桃崎 峰人
		佐賀県議会副議長	岡口 重文
		佐賀県議会総務常任委員会委員長	定松 一生
		佐賀県議会文教厚生常任委員会委員長	原田 寿雄
		佐賀県議会農林水産商工常任委員会委員長	古賀 陽三
		佐賀県議会地域交流・県土整備常任委員会委員長	大場 芳博
	県関係 (16名)	佐賀県副知事	坂本 洋介
		佐賀県副知事	小林 万里子
		佐賀県政策部部長	進 龍太郎
		佐賀県危機管理・報道局局長	山下 宗人
		佐賀県総務部部長	脇山 行人
		佐賀県地域交流部部長	南 里 隆
		佐賀県県民環境部部長	原 惣一郎
		佐賀県健康福祉部部長	大川内 直人
		佐賀県男女参画・こども局局長	甲斐 直美
		佐賀県産業労働部部長	寺島 克敏
		佐賀県農林水産部部長	池田 宏昭
		佐賀県県土整備部部長	平尾 健
		佐賀県教育委員会教育長	落合 裕二
		佐賀県警察本部本部長	杉内 由美子
		佐賀県首都圏事務所所長	元村 直実
		佐賀県関西・中京事務所所長	吉原 修
	市町議会関係 (20名)	佐賀市議会議長	川原田 裕明
		唐津市議会議長	田中 秀和
		鳥栖市議会議長	森山 林
		多久市議会議長	山本 茂雄
		伊万里市議会議長	馬場 繁
		武雄市議会議長	山口 昌宏
		鹿島市議会議長	角田 一美
		小城市議会議長	中島 正之
		嬉野市議会議長	田中 政司
		神埼市議会議長	中野 均
		吉野ヶ里町議会議長	筒井 佐千生
基山町議会議長		品川 義則	
上峰町議会議長		中山 五雄	
みやき町議会議長		田中 俊彦	
玄海町議会議長		上田 利治	
有田町議会議長		松尾 文則	
大町町議会議長		三谷 英史	
江北町議会議長	西原 好文		
白石町議会議長	片渕 栄二郎		
太良町議会議長	坂口 久信		

役職名	所属団体・役職名	氏名
市町関係 (20名)	佐賀市市長	秀島 敏行
	唐津市市長	峰 達郎
	鳥栖市市長	橋本 康志
	多久市市長	横尾 俊彦
	伊万里市市長	深浦 弘信
	武雄市市長	小松 政
	鹿島市市長	樋口 久俊
	小城市市長	江里口 秀次
	嬉野市市長	村上 大祐
	神崎市市長	松本 茂幸
	吉野ヶ里町町長	伊東 健吾
	基山町町長	松田 一也
	上峰町町長	武廣 勇平
	みやき町町長	末安 伸之
	玄海町町長	脇山 伸太郎
	有田町町長	松尾 佳昭
	大町町町長	水川 一哉
	江北町町長	山田 恭輔
	白石町町長	田島 健一
	太良町町長	永淵 孝幸
国関係 (5名)	国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所所長	藤本 幸司
	国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所所長	小串 俊幸
	九州運輸局佐賀運輸支局支局長	三根 徹
	唐津海上保安部部長	林 亮治
	自衛隊佐賀地方協力本部本部長	安藤 和幸
学校関係 (12名)	佐賀県高等学校長協会会長	渡邊 成樹
	佐賀県私立中学高等学校校長会会長	吉松 幸宏
	佐賀県小中学校校長会会長	久保 和彦
	佐賀県特別支援学校長会会長	中路 徹
	佐賀県国公立幼稚園会会長	堤 勝教
	一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会会長	山崎 立哉
	国立大学法人佐賀大学学長	兒玉 浩明
	学校法人永原学園 西九州大学学長	久木野 憲司
	学校法人永原学園 西九州大学短期大学部学長	福元 裕二
	学校法人佐賀龍谷学園 九州龍谷短期大学学長	後藤 明信
	学校法人旭学園 佐賀女子短期大学学長	田口 香津子
	佐賀県専修学校各種学校連合会会長	加藤 雅世子
スポーツ関係 (58名)	公益財団法人佐賀県スポーツ協会副会長	副島 良彦
	公益財団法人佐賀県スポーツ協会副会長	愛野 時興
	公益財団法人佐賀県スポーツ協会副会長	竹原 稔
	一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会会長	末次 康裕
	公益財団法人佐賀県スポーツ協会常務理事	川崎 真澄
	佐賀県高等学校体育連盟会長	中島 慎一
	佐賀県高等学校野球連盟会長	渡邊 成樹
	佐賀県中学校体育連盟会長	島 一満
	佐賀県スポーツ推進委員協議会会長	中村 直人

役職名	所属団体・役職名	氏名
	佐賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	津山 和 繁
	佐賀県障害者スポーツ指導者協議会会長	土井 志 穂
	佐賀県スポーツ推進審議会会長	坂元 康 成
	一般財団法人佐賀陸上競技協会会長	末次 康 裕
	佐賀県水泳連盟会長	高木 辰 巳
	一般社団法人佐賀県サッカー協会会長	福岡 淳二郎
	佐賀県テニス協会会長	緒方 うらら
	佐賀県ボート協会会長	竹尾 啓 助
	佐賀県ホッケー協会会長	笠原 義 久
	佐賀県ボクシング連盟会長	岩田 和 親
	佐賀県バレーボール協会会長	中 富 博 隆
	佐賀県体操協会会長	木原 奉 文
	佐賀県バスケットボール協会会長	祖 岩 亨 道
	佐賀県レスリング協会会長	橋 本 和 男
	特定非営利活動法人 佐賀県ヨット連盟理事長	藤 原 雄
	佐賀県ウエイトリフティング協会会長	中 村 敏 則
	佐賀県ハンドボール協会会長	中 園 嘉 彦
	佐賀県自転車競技連盟会長	上 田 雄 一
	佐賀県ソフトテニス連盟会長	石 井 秀 夫
	佐賀県卓球協会会長	吉 野 健 二
	佐賀県軟式野球連盟会長	古 賀 盛 夫
	佐賀県相撲連盟会長	桃 崎 峰 人
	佐賀県馬術連盟会長	西久保 弘 克
	佐賀県フェンシング協会会長	中 野 武 志
	佐賀県柔道協会会長	中 島 祥 雄
	一般社団法人佐賀県ソフトボール連盟会長	山 田 清 夫
	佐賀県バドミントン協会会長	中 尾 昌 由
	佐賀県弓道連盟会長	田 原 則 夫
	佐賀県ライフル射撃協会会長	八 谷 克 幸
	佐賀県剣道連盟会長	井 上 正 一 郎
	佐賀県ラグビーフットボール協会会長	古 賀 醸 治
	佐賀県山岳・スポーツクライミング連盟会長	宮 原 敏 明
	佐賀県カヌー協会会長	留 守 茂 幸
	佐賀県アーチェリー協会会長	土 井 敏 行
	佐賀県空手道連盟会長	鍋 島 直 晶
	佐賀県なぎなた連盟会長	篠 塚 周 城
	佐賀県ボウリング連盟会長	山 下 雄 平
	佐賀県ゴルフ協会会長	中 山 惠
	佐賀県トライアスロン協会会長	川 添 豊
	佐賀県銃剣道連盟会長	石 倉 秀 郷
	佐賀県クレー射撃協会会長	坂 本 昭 一
	佐賀県武術太極拳連盟会長	古 川 康
	佐賀県パワーリフティング協会会長	福 岡 資 麿
	佐賀県ゲートボール協会会長	蒲 地 晴 彦
	佐賀県グラウンド・ゴルフ協会会長	中 村 直 人
	佐賀県身体障害者陸上競技協会代表	川 尻 信 二

役職名	所属団体・役職名	氏名
産業・経済関係 (18名)	佐賀県障がい者卓球協会会長	大塚 直樹
	佐賀県障害者フライングディスク協会会長	小林 義民
	佐賀県レクリエーション協会会長	中尾 清一郎
	佐賀県商工会議所連合会会長	陣内 芳博
	佐賀県商工会連合会会長	峰 英太郎
	佐賀県中小企業団体中央会会長	内田 健
	佐賀経済同友会代表幹事	中尾 清一郎
	佐賀県経営者協会会長	戸上 信一
	公益社団法人日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会会長	江崎 正徳
	佐賀県農業協同組合中央会代表理事会長	金原 壽秀
	佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長	西久保 敏
	佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長	川寄 和正
	佐賀県森林組合連合会代表理事会長	福島 光洋
	一般社団法人佐賀県建設業協会会長	松尾 哲吾
	佐賀県工業連合会会長	吉村 正
	一般社団法人佐賀県銀行協会会長	坂井 秀明
	佐賀県信用金庫協会会長	松永 功
	佐賀県信用組合協会会長	栢 森久
佐賀県信用保証協会会長	池田 英雄	
佐賀県酒造組合会長	馬場 第一郎	
九州電力株式会社執行役員佐賀支店長	内村 芳郎	
医療・福祉関係 (13名)	一般社団法人佐賀県医師会会長	松永 啓介
	一般社団法人佐賀県歯科医師会会長	門司 達也
	公益社団法人佐賀県獣医師会会長	吉永 貞一
	一般社団法人佐賀県薬剤師会会長	佛坂 浩
	公益社団法人佐賀県看護協会会長	南里 玲子
	日本赤十字社佐賀県支部支部長	指山 弘養
	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会会長	陣内 芳博
	一般社団法人佐賀県身体障害者団体連合会会長	平川 幸雄
	佐賀県精神保健福祉連合会会長	松田 孝
	一般財団法人佐賀県手をつなぐ育成会副会長	中島 来
	一般社団法人佐賀県視覚障害者団体連合会会長	森 きみ子
	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会理事長	中村 稔
	佐賀県難聴者・中途失聴者協会会長	庄籠 美樹子
宿泊・観光・衛生関係 (6名)	一般社団法人佐賀県観光連盟副会長	牛島 英人
	一般社団法人日本旅行業協会九州支部佐賀地区委員会委員長	山田 聡
	さが県産品流通デザイン公社所長	副島 三記子
	佐賀県生活衛生同業組合連合会会長	今村 芳幸
	公益社団法人佐賀県食品衛生協会会長	古川 宗夫
	公益社団法人佐賀県栄養士会会長	福山 隆志
通信・輸送・交通関係 (8名)	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会会長	金子 晴信
	公益社団法人佐賀県トラック協会会長	馬渡 雅敏
	西日本電信電話株式会社佐賀支店支店長	島 智恭
	九州旅客鉄道株式会社佐賀鉄道部部長	保田 俊
	西日本高速道路株式会社九州支社佐賀高速道路事務所所長	焼山 厚志
	全日本空輸株式会社佐賀支店支店長	後藤 昌弘

役職名		所属団体・役職名	氏名
社会・文化・ 環境関係 (11名)		春秋航空日本株式会社執行役員副社長	黄 姜 麗
		一般財団法人佐賀県交通安全協会会長	坂井 邦夫
		公益財団法人佐賀県芸術文化協会理事長	高島 忠平
		佐賀県PTA連合会事務局長	轟木 政隆
		佐賀県高等学校PTA連合会会長	西岡 豊
		佐賀県地域婦人連絡協議会会長	山口 七重
		佐賀県公民館連合会会長	草場 浩
		一般財団法人佐賀県老人クラブ連合会会長	木下 治紀
		一般社団法人佐賀県子ども会連合会会長	石丸 正信
		佐賀県連合青年団団長	植松 真理子
		日本ボーイスカウト佐賀県連盟理事長	峯 好一
		ガールスカウト佐賀県連盟連盟長	堤 いと代
		佐賀県青少年育成県民会議会長	稲田 繁生
		警備・消防関係 (2名)	
公益財団法人佐賀県防犯協会会長	指山 弘養		
顧問	国会議員 (7名)	衆議院議員	今村 雅弘
		衆議院議員	原口 一博
		衆議院議員	大串 博志
		衆議院議員	岩田 和親
		衆議院議員	古川 康
		参議院議員	福岡 資麿
		参議院議員	山下 雄平
参与	県議会議員 〔委員以外〕 (31名)	佐賀県議会議員	留守 茂幸
		佐賀県議会議員	石井 秀夫
		佐賀県議会議員	武藤 明美
		佐賀県議会議員	木原 奉文
		佐賀県議会議員	稲富 正敏
		佐賀県議会議員	中倉 政義
		佐賀県議会議員	藤木 卓一郎
		佐賀県議会議員	八谷 克幸
		佐賀県議会議員	石倉 秀郷
		佐賀県議会議員	土井 敏行
		佐賀県議会議員	徳光 清孝
		佐賀県議会議員	宮原 真一
		佐賀県議会議員	坂口 祐樹
		佐賀県議会議員	藤崎 輝樹
		佐賀県議会議員	向門 慶人
		佐賀県議会議員	川崎 常博
		佐賀県議会議員	江口 善紀
		佐賀県議会議員	井上 常憲
		佐賀県議会議員	池田 正恭
		佐賀県議会議員	野田 勝人
		佐賀県議会議員	中本 正一
佐賀県議会議員	西久保 弘克		
佐賀県議会議員	木村 雄一		
佐賀県議会議員	井上 祐輔		

役職名		所属団体・役職名	氏名	
		佐賀県議会議員	弘川 貴紀	
		佐賀県議会議員	富田 幸樹	
		佐賀県議会議員	古賀 和浩	
		佐賀県議会議員	中村 圭一	
		佐賀県議会議員	一ノ瀬 裕子	
		佐賀県議会議員	古川 裕紀	
		佐賀県議会議員	下田 寛	
	県教育委員 (5名)	佐賀県教育委員会委員	牟田 清敬	
		佐賀県教育委員会委員	小林 由枝	
		佐賀県教育委員会委員	加藤 雅世子	
		佐賀県教育委員会委員	飯盛 清彦	
		佐賀県教育委員会委員	飯盛 裕介	
	監事		佐賀県会計管理者	大川内 明子
			佐賀県市長会事務局長	江副 元喜
			佐賀県町村会事務局長	大田 芳洋

## SAGA2024実行委員会会則（案）

平成26年（2014年）10月9日  
準備委員会設立会決定  
平成27年（2015年）10月15日  
第3回準備委員会一部改正  
平成28年（2016年）5月31日  
第2回総会一部改正  
平成30年（2018年）5月8日  
第4回総会一部改正  
平成30年（2018年）7月18日  
第5回総会一部改正  
令和元年（2019年）5月29日  
第6回総会一部改正  
令和2年（2020年）7月21日  
第7回総会一部改正  
令和2年（2020年） 月 日  
第8回総会一部改正

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、SAGA2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、令和6年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定
- （2）大会における実施競技及び会場の選定
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- （4）大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- （5）大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- （6）その他実行委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

### 第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- （1）県、市町の代表者及びその他役職員
- （2）県及び市町の議会の議員
- （3）大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- （4）その他大会開催の準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会において委員のうちから選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

### 第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 県外競技会運営委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

3 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 大会の基本構想に関する事項

(2) 会則の制定及び改廃に関する事項

(3) 事業計画及び事業報告に関する事項

(4) 収支予算及び収支決算に関する事項

(5) 常任委員会に委任する事項に関する事項

(6) 実行委員会の解散に関する事項

(7) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

7 第4項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。

3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。

4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 総会から委任された事項

(2) 専門委員会の種類及び専門委員会に付託または委任する事項

(3) 県外競技会運営委員会の種類及び県外競技会運営委員会に委任する事項

(4) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項

(5) その他委員長が必要と認める事項

5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。

6 前条第4項から第7項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(県外競技会運営委員会)

第14条 県外競技会運営委員会は、会長が委嘱した運営委員をもって構成する。

2 県外競技会運営委員会は、常任委員会から委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第8条第1項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、県外競技会運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、

会長が別に定める。

#### 第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会で議決すべき事項に関し、特に緊急を要する場合において、総会を開会する時間的余裕がないと認めるときは、その議決すべき事項を処分することができる。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第18条 実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第19条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 雑則

(解散)

第21条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

#### 附則

1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。

2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。

3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。

4 この会則は、平成30年5月8日から施行する。

5 この会則は、平成30年7月18日から施行する。

6 この会則は、令和元年5月29日から施行する。

7 この会則は、令和2年7月21日から施行する。

8 この会則は、令和2年 月 日から施行する。

9 この会則施行の際、現に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会の役

員、委員、顧問、参与、または専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、または専門委員に委嘱されたものとみなす。

# SAGA2024実行委員会 総会から常任委員会への委任事項について（案）

平成27年（2015年）12月24日  
第1回総会決定  
平成30年（2018年）7月18日  
第5回総会一部改正  
令和2年（2020年）月 日  
第7回総会一部改正  
令和2年（2020年）月 日  
第8回総会一部改正

SAGA2024実行委員会会則第12条第4項第1号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 両大会開催に関する方針及び計画に関すること。
- 2 会場地市町及び競技施設の選定に関すること。
- 3 県と市町の所掌業務及び経費負担区分に関すること。
- 4 競技施設及び用具等の整備計画に関すること。
- 5 両大会実施競技の選定に関すること。
- 6 競技の企画及び運営に関すること。
- 7 競技役員等の養成・編成に関すること。
- 8 広報及び県民運動に関すること。
- 9 式典の企画及び運営に関すること。
- 10 宿泊及び衛生に関すること。
- 11 輸送及び交通に関すること。
- 12 医療救護、警備及び消防に関すること。
- 13 募金及び企業協賛の推進に関すること。
- 14 その他両大会開催準備に関すること。